

慶 弔 規 程

琵琶湖セーリングクルーザー協会

親睦委員会 事務局

[目的・適用]

相互扶助の精神と、親睦を目的として、会員艇、又は当会に関係ある各位に慶弔が生じた場合は、慣例に従い慶弔金の出費を行うものとする。

[慶弔金額など]

単位・・・円

対 象	結 婚		死 亡	
	代表者	メンバー	代表者	メンバー
会員艇	祝 電		20000	10000
			弔 電	
会員外 その他	—		会長・副会長・事務局にて協議 (最大 10000)	

[補足事項]

1. 本表は基準値を示し、当会への貢献度や原因、程度により、又会員外にあっては、関係度に応じて金額を決定する。
2. 本書以外の事例でも、必要と認められる場合は、役員間で相談の上、本書を基準に対応できるものとする。
3. 供花などとする場合は、上記金額に含むものとする。
4. 対象者とは、以下の通り。
 代表者……ビスカ会員登録の代表者。
 メンバー……代表者以外の者でビスカ役員としてビスカの運営に参加しているメンバー。